平成２９年（フ）第３９９号
千葉県船橋市前原東６丁目11番13号　プレール前原東204号
債務者　滝　智恵子
1　決定年月日時　平成29年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月４日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第４０４号
千葉県八千代市萱田町1033番地12
債務者　新藤　大樹
1　決定年月日時　平成29年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月４日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第４２１号
千葉県船橋市海神３丁目28番２棟204号
債務者　宮下　　裕
1　決定年月日時　平成29年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月４日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第４５４号
千葉市緑区越智町737番地252
債務者　大塚　直子
1　決定年月日時　平成29年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月４日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第４７２号
千葉県船橋市三山２丁目４番２棟111号
債務者　八色　恵美
1　決定年月日時　平成29年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月４日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１９６号
兵庫県姫路市勝原区下太田619番地２　県営住宅勝原第２鉄筋１号棟106号、従前の住所兵庫県姫路市余部区上川原414番地８
債務者　水田　安子（旧姓萩原・橋本）
1　決定年月日時　平成29年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月４日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第２１４号
兵庫県高砂市曽根町2787番地の15
債務者　渡邊　裕真
1　決定年月日時　平成29年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月４日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第６７号
福岡県久留米市京町234番地23　トーケン京町寮202号
債務者　吉山　秀男
1　決定年月日時　平成29年６月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月４日まで　福岡地方裁判所久留米支部

平成２９年（フ）第７０号
福岡県久留米市東合川新町10番36号　浜崎コーポＡ201号
債務者　立石美生世
1　決定年月日時　平成29年６月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月４日まで　福岡地方裁判所久留米支部

平成２９年（フ）第２９７号
仙台市太白区東郡山２丁目10番14号　メゾンソレイユ101
債務者　町屋　竜一
1　決定年月日時　平成29年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月７日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第２９８号
宮城県塩竈市藤倉２丁目11番11号
債務者　木村　香織（旧姓相澤）
1　決定年月日時　平成29年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月７日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第８７号
秋田市牛島西２丁目10番５－10号、前住所秋田市楢山共和町２番７号
債務者　畠山　直保
1　決定年月日時　平成29年６月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月７日まで　秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第９３号
秋田市河辺北野田高屋字上前田表79番地１早川10号
債務者　大山　一志
1　決定年月日時　平成29年６月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月７日まで　秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１１号
秋田県由利本荘市石脇字山ノ神２番地60
債務者　佐藤　陽子
1　決定年月日時　平成29年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月７日まで　秋田地方裁判所本荘支部

平成２９年（フ）第４９号
福島市大笹生字川南15番地
債務者　清野　　恵
1　決定年月日時　平成29年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月７日まで　福島地方裁判所

平成２９年（フ）第３８号
福島県いわき市常磐上湯長谷町釜ノ前141番地の84
債務者　苅部　亮太
1　決定年月日時　平成29年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月７日まで　福島地方裁判所いわき支部

平成２９年（フ）第７０号
茨城県石岡市瓦谷3448番地５
債務者　藤井　公勝
1　決定年月日時　平成29年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月７日まで　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係